	小連結法人が給与等の引上げを 人税額の特別控除に関する明細		た場合の	連事年	結業度			法人名	(			) 円
	用者給与等支給額の合計 各連結法人の別表六の二(二十一)付表「1」 計)		円		連結	給 与 控 除 額 法人の別表六の二(ご	i の 合 二十一)付	計 額 表「22」	12			
	較 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 合 計 (各連結法人の②の合計)	額 2			雇		者 給 与 等 支 (3)ー(12) (マイナスの場合	は0)		13		\
調!	整 前 雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	額 3			法	中小連結	(7)≧2.5%の場合に 若しくは(8)=(10)ン 力向上要件を満たす	>0のとき		14		
継増 続加 冕事		4			人税	結法人税額	同 上 以 外	100	場合	15		
用合		))   5			額	税額控除限度	(13) ×- ((7) <0.0150	100	)	15		
写算 等 支	第 (4)-(5) (マイナスの場合は0) 継続雇用者給与等支給増加割	6			の特	額の計算	中小連結法人移(14)又		限度額	16		
给	((5)=0の場合は0)	7		円	別控	(別妻	整 前 連 一の二(一)「2」、別表 一の二(三)「2」)		税 額 .)「2」又は	17		
教育訓練	(各連結法人の(31)の合計)	- %百		.,,	除	当	期 税 額 (17)×-2 10		準 額	18		
費増加	(各連結法人の(36)の合計) 教育訓練費増加	額 10			額の	当	期 税 額 控 ((16)と(18)のうち	少ない金額	頁)	19		
割合の引	(マイナスの場合は0)     教育訓練費増加割	合 11			計算		を 前 連 結 税 額 (別表六の二(二十  人 税 額 の 特	五) 「7の②	)])	20		
計算	((9)=0の場合は0)	の 対		用	者	給	(19) - (2)   与 等 支 給			21		
前	連結事業年度又は前事業年	H-	内雇用者・ 与 等 の				適用年度の月 (22)の前連結事業 又は前事業年度の	業年度	比較雇	用者給 (23)×		で給額
	22 • • •		23			円		_		25		円
	各連結法人の継続雇	用者	継続雇用者給与	产等支	<b></b> 定給額	の計算	維続雇用者	比較糹	5 与等	支 給		
			適用	1	丰	度	前連結事業	午 及 寺	削一年	車結事業年 ③		正期间
	結事業年度等又は事業年度 用 者 給 与 等 支 給 3	等 26 額 27	別表六の二(二十-	一) 付	表「1」	F	(23)	• F	1	•	•	円
同	上のうち継続雇用者に係る金額	類 28										
継	<u>適用年度の月数</u> (26の③)の月数 続雇用者給与等支給額及	29					9		<b>-</b>			円
継	続雇用者給与等支給額及 続雇用者比較給与等支給 (28)又は((28)×(29)) 各連結法人の中			<b>上</b> 車	交 耈	有	訓練費の額	等の割	・算			
孝	教育訓		練	費			Ø	額 31				円
連	結事業年度又は事業年	度 教	育訓練	費	の	額	適用年度の月 (32)の連結事業 又は事業年度の	年度	改定	数育訓 (33)×		の額
調整対象年度	32		33			円	34	_		35		円
象年度	• •							_				
			<b>=</b> +									
中			較 教	育 数)	割		練費の	額 36				

法 0301-0621-02

## 別表六の二 (二十一) の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の6第2 項(給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人 税額の特別控除)の規定の適用を受ける場合に記載しま す

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「前連結事業年度又は前事業年度22」の月数が6月に満たない場合(当該月数が適用年度(措置法第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度をいいます。以下同じ。)の月数に満たない場合に限ります。)には、措置法令第39条の47第6項第2号イ(給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除》に規定する前一年連結事業年度等(同号イの前連結事業年度を除きます。)に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する事業年度等(同号イの事業年度を除きます。)に係る同号イに規定する給与等支給額を「国内雇用者に対する給与等の支給額23」の上段に外書として記載します。この場合において、

「(22)の前連結事業年度又は前事業年度の月数」とあるのは「前一年連結事業年度等の月数の合計数又は事業年度等の月数の合計数」と、

「比較雇用者給与等支給額 (23)×(24) 25 中「(23)」とあるのは「((23)

+(23の外書))」として計算します。

- 3 「各連結法人の継続雇用者給与等支給額及び継続雇用 者比較給与等支給額の計算」の各欄は、次に掲げる場合 の区分に応じそれぞれ次により記載します。
  - (1) 適用年度の月数と、「連結事業年度等又は事業年度 等26」の「前連結事業年度等②」の月数とが同じ場合 「26」から「30」までの「前一年連結事業年度等特 定期間③」の各欄は、記載しません。
  - (2) 「連結事業年度等又は事業年度等26」の「前連結事業年度等2」の月数が適用年度の月数に満たない場合「27」から「30」までの「前連結事業年度等2」の各欄は、記載しません。
  - (3) 「連結事業年度等又は事業年度等26」の「前連結事 業年度等②」の月数が適用年度の月数を超える場合

「26」から「30」までの「前一年連結事業年度等特定期間③」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額30」の「前連結事業年度等②」には「同上のうち継続雇用者に係る金額28」の「前連結事業年度等②」の金額のうち措置法令第39条の47第13項第2号ロに規定する前連結事業年度等特定期間に対応する金額を記載します。